

京都市建築基準条例の一部を改正する条例（平成16年3月31日京都市条例第76号）（都市計画局建築指導部指導課）

1 京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例の制定に伴い、利用者に対する特別の配慮を要する特殊建築物に関する規定を削除することとしました。

2 がけの付近の建築制限をしない範囲等を具体的に規定することとしました。

1の改正は京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例の施行の日から、2の改正は平成16年4月1日から施行することとしました。

京都市建築基準条例の一部を改正する条例を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第76号

京都市建築基準条例の一部を改正する条例

京都市建築基準条例の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 利用者に対する特別の配慮を要する特殊建築物（第33条～第41条）」を「第4章 削除」に改める。

第7条ただし書中「がけの状況又は建築物の構造により安全上支障がない」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 当該がけを含む土地の区域における宅地造成に関する工事又は開発行為について、宅地造成等規制法第8条第1項又は都市計画法第29条第1項の規定による許可を受けたとき。
- (2) 当該がけの地表面に、令第138条第1項第5号に規定する擁壁に係る基準に適合する擁壁その他これと同等以上の安全性を有する擁壁が設けられているとき。
- (3) 建築物の構造により安全上支障がないとき。

第9条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第4号中「集会場」の右に「(結婚式場, 葬祭場その他これらに類する用途に供するものを含む。以下同じ。)」を加え、同条第2項中「一」を「いずれか」に改める。

第4章を次のように改める。

第4章 削除

第33条から第41条まで 削除

第45条第1項中「, 第32条第1項並びに第33条から第39条まで」を

「並びに第32条第1項」に改める。

附 則

この条例は、京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例の施行の日から施行する。ただし、第7条及び第9条の改正規定は、平成16年4月1日から施行する。

(都市計画局建築指導部指導課)